

長岡京市認可外保育施設利用助成金支給要綱

(目的)

第1条 市長は、認可外保育施設（事業所内保育所及び企業主導型保育事業を除く。）に児童の保育を委託する保護者に対し、その委託料の負担の軽減を図り、もって児童の健全な育成を図るため、予算の範囲内で長岡京市認可外保育施設利用助成金（以下「助成金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 助成金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11に規定されている施設等利用費の支給を受けている児童を持つ者を除く。

- (1) 保育委託期間中に本市に住所を有し居住している者
- (2) 助成金支給年度の4月1日現在において、本市に住所を有し居住している生後57日以上満3歳未満の児童を持つ者、又は助成金支給年度内に満3歳未満で生後57日以上となる児童を持つ者
- (3) 就労、病気等の理由により当該児童の保育を認可外保育施設に1箇月につき10日以上委託している者。なお、就労とは、1箇月64時間以上の勤務のことをいう。

(支給額)

第3条 児童一人あたりの助成金の支給額は、別表に定める額とする。また、助成金の支給額の上限は月額42,000円とし、支給額が委託料を超える場合は、当該委託料の額とする。

(支給対象期間)

第4条 助成金の支給の対象となる期間は、児童が生後57日目の日の属する月の翌月から満3歳を経過した日の属する年度の終わりまでとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする保護者は毎年度、別に定める日までに次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 認可外保育施設利用助成金申請書 第1号様式
- (2) 認可外保育施設利用助成金きょうだい児加算申請書 第2号様式
認可外保育施設、認可保育所（園）、幼稚園、認定こども園又は小規模保育施設に複数の児童の保育を委託している世帯の場合
- (3) 就労証明書（新規申請時） 第3号様式
就労内容に変更が生じた場合、新たに提出しなければならない。ただし継続の場合、別に定める日までに就労状況確認のため、再提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、当該申請書に係る助成金交付の適否

を審査し、必要と認めるときは、認可外保育施設利用助成金交付決定書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定通知をもって、規則第9条に規定する確定通知とみなす。

（請求及び支給）

第7条 市長は、長岡京市会計規則（平成17年長岡京市規則第26号）第36条第2項規定に基づき、交付決定通知後、請求書の提出を待たずに、支出命令を発することができる。

（調査）

第8条 市長は、受給者に対し、助成金の適正な支給を行うため、必要に応じ助成金の支給に関し調査することができる。

（助成金の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により、助成金の支給を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（延滞金）

第10条 市長は、前条の場合において、助成金の返還が納期限までに納付されなかったときは、保護者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(準備行為)

2 助成金の支給に関して必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

世帯区分	児童一人あたりの助成金支給額
市民税課税世帯の場合 ・均等割のみ課税又は所得割額 48,600円未満 ・所得割額48,600円以上 所得割額97,000円未満 ・所得割額97,000円以上 所得割額134,000円未満 ・所得割額134,000円以上 所得割額187,000円未満 ・所得割額187,000円以上	月額 32,000円 月額 25,000円 月額 18,000円 月額 11,000円 月額 4,000円
認可外保育施設（事業所内保育所及び企業主導型保育事業含む）、認可保育所（園）、幼稚園、認定こども園又は小規模保育施設に保育を委託する児童が複数いる世帯の場合	就学前児童のうち、年長の児童から順に次の区分に該当する児童を第1条に定める認可外保育施設に通園させている場合、下記のとおり支給額を加算する。 ア 第2子 10,000円 イ 第3子以降 30,000円 18歳未満の児童（生後57日に満たない者を除く。）が3人以上いる市民税所得割額169,000円未満の世帯で、当該世帯の第3子以降の児童を第1条に定める認可外保育施設に通園させている場合、月額42,000円を支給する。

年度 認可外保育施設利用助成金申請書

【 月分 ～ 月分】

対象児童	フリガナ		生年月日		年 月 日
	氏 名				
家族構成	続 柄	氏 名	年齢	勤務先・通学・通所(園)等	

- ※1 新規申請時及び保育要件の確認が必要な際には、「保育が必要な状況を証明する書類」を添付してください。
- ※2 申請時には、各月の利用料を支払ったことを証明する書類及びサービスの提供を受けたことを証明する書類（領収証兼子育て支援提供証明書）を添付して下さい。
- ※3 前年及び本年1月1日現在、転入や海外勤務等で前年に市内に住所がないなど、課税状況が把握できない場合には、該当する課税証明書（海外勤務者賃金支払額証明書など）の提出が必要です。
- ※4 きょうだい児加算の対象となる場合は、別途、加算申請書（第2号様式）を提出してください

以上のとおり、認可外保育施設利用助成金の支給を申請します。

年 月 日

長岡京市長 様

申請者住所 長岡京市 _____

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

◇助成金は金融機関へ振込みますので、下欄にも記入してください。

※ ゆうちょ銀行への振込みにつきましても、記号・番号ではなく振込用の店名・口座番号を記入してください。

振込先	金融機関	銀 行 信用金庫 農 協 労働金庫	本店 支店 出張所	預金種別 普通預金
	口座番号		フリガナ 名義人	

長岡京市長 様

以下の認可外保育施設利用助成金対象児童について、ほかのきょうだい児童を認可外保育施設、認可保育所（園）、幼稚園、認定こども園又は小規模保育施設に保育を委託しているため、支給額の加算を申請します。

また、記載内容について、福祉事務所が児童の保育委託先に対し照会することに同意します。

<p>① 認可外保育施設利用助成金対象児童の氏名</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生（ 歳児）</p>	<p>② ①児童の保育委託先(施設)名</p>
<p>③ 認可外保育施設、認可保育所（園）、幼稚園、認定こども園又は小規模保育施設に保育を委託されている児童の氏名</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生（ 歳児）</p> <p>①との続柄（兄・姉・弟・妹）</p>	<p>④ ③児童の保育委託先(施設)名・委託期間</p> <p>保育委託先(施設)名</p> <p>委託期間</p> <p>年 月 日～ 年 月 日</p> <p>（継続中の方は、開始日のみご記入ください。）</p>
<p>氏名</p> <p>年 月 日生（ 歳児）</p> <p>①との続柄（兄・姉・弟・妹）</p>	<p>保育委託先(施設)名</p> <p>委託期間</p> <p>年 月 日～ 年 月 日</p> <p>（継続中の方は、開始日のみご記入ください。）</p>
<p>⑤ 保護者住所／氏名</p> <p>長岡京市</p> <p>氏名</p> <p>TEL（ ） —</p>	
<p>⑥ 保育委託先(施設)名／代表者名 <u>（きょうだい児が認可保育所(園)、認定こども園又は小規模保育施設に在園している場合は、証明欄への記入は必要ありません。）</u></p> <p>③の児童を当施設にて保育している(していた)ことを証明します。</p> <p>保育委託先(施設)名</p> <p>代表者名</p> <p>電話番号</p>	

※ この申請書は、認可外保育施設利用助成金の支給対象となる児童のきょうだい児を、認可外保育施設、認可保育所（園）、幼稚園、認定こども園又は小規模保育施設に委託されている場合に提出してください。

注1. ⑥については、③の児童をお預けになっている施設等（認可保育所(園)、認定こども園又は小規模保育施設を除く。）で記入・証明をお願いします。

注2. ③の児童が、保育委託先(施設)をやめられた場合は、速やかに _____ まで御連絡ください。

注3. 虚偽の記載を行った場合には、助成金の全部または一部について返還を求めることがあります。また、証明書を無断で作成・改変を行った場合、有印私文書偽造罪等の罪に問われる可能性があります。

就労証明書

保育所・幼稚園等用

長岡京市長 殿

この就労証明書は、勤務先の代表者もしくは記入担当者が、事実のとおりに漏れなくご記入願います。
なお、不明瞭な点・記入漏れなどがありましたら勤務先等へ問い合わせさせていただきますのでご了承願います。
※ 虚偽の記載を行った場合には、申込者が保育施設を利用できなくなるほか、保育に要した費用の全部または一部につきまして返還を求めることがあります。また、本証明書を勤務先に無断で作成・改変を行った場合、有印私文書偽造罪等の罪に問われる可能性があります。

証明日 年 月 日
事業所名
代表者名
所在地
記入者名
記入者連絡先

※代表者印等の押印を可能な限りお願いいたします。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

Table with columns: No., 項目, 記入欄. Rows include: 勤務先事業者に関する事項 (1. 業種), 就労者に関する事項 (2. ふりがな, 3. 就労者氏名, 3. 就労者住所), 就労状態等に関する事項 (4. 雇用期間, 5. 勤務先事業所名, 6. 勤務先所在地, 7. 勤務先電話番号, 8. 雇用の形態, 9. 就労時間, 10. 就労実績, 11. 産前・産後休業の取得, 12. 育児休業の取得, 13. 復職年月日), その他 (14. 備考欄).

保護者記入欄

Table with columns: 児童氏名, 生年月日, 利用施設名. Rows for multiple children.

Table for main commuting route: 主な通勤経路. Columns: 方法, 時間, 総所要時間. Includes directions from home to workplace.

第4号様式

認可外保育施設利用助成金交付決定書

長岡京市指令 第 号

様

年 月 日付で申請されました標記の件について、
施設等利用費及び認可外保育施設利用助成金の交付を決定し、
あなたの指定された口座に振り込みますので通知します。

年 月 日

長岡京市長

対象児童名	
支給額	月分 円
	月分 円
	月分 円
金融機関	
口座振込予定日	年 月 日